



Title	長崎医学の百年, 第五章 長崎医学校, 第九節 梅毒病院の建設
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 361-362
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6612
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:35:39Z

第九節 梅毒病院の建設

明治四年十月、ニュートンの長崎来着を機として、長崎にも梅毒病院が設置されていたが、その後改廃が行われ、放置されていた。然し明治九年四月五日の娼妓梅毒検査方法が施行された後、長崎県衛生課章程の規定に基いて、長崎県でも梅毒病院の整備を要することとなり、再び明治十三年十二月二十七日、梅毒病院建築請負が決定して、県土木課の認可のもとに同病院が建設されたのである。

「自明治十二年至同十七年、土木課営繕挂支務簿、営繕之部、病院再築」に十三年十二月二十七日、土木課として次の記載がある。

梅毒病院建築受負人受書別紙之通り受領候間供費覧候也

この別紙「御請負証書」には薄井善吉（明治十三年十二月廿七日、明治拾四年三月一日、四月一日付の三通、拾四年の月日無記名）、高橋善助（明治十四年三月廿九日

付）、平中勝治郎（明治十三年拾貳月廿七日）のものがあり、薄井善吉は病院表門、病室より浴室に至る渡り廊下、製練所、丸太柵土堀を請負い、高橋善助は道路新築を請負い、平中勝治郎は壁を請負った。

ここにニュートン以後、本格的な梅毒予防施設が完成したが、この梅毒病院は旧長崎病院を改築したもので、これは長崎鑿学校生徒寄宿舎の南舎に近接し、境界も判然しないから、この南舎を北舎の側の空地に移転する必要があった。そこで明治十四年四月十五日、吉田健康は県令内海忠勝に対してこの旨を伝え、北舎の側の空地が狭く、従来北舎を移転し、講堂下の石垣を破壊しなければならぬ。然し南舎移築に北舎改築の要はなく、北舎は大破しているものでもあるため、両舎ともに改築したく、南舎移築費四百一十円余は学務課、衛生課とも協議しなければならぬことになっているので、金額につ

第九節 梅毒病院の建設

いて伺いたいと申出ている。(明治十四年自一月学務課教育掛事務簿、第一、教育之部)

生徒寄宿舎改築之儀ニ付伺

当校生徒寄宿舎之儀ハ従来南北両舎ニ相成居候処今般旧長崎病院ヲ以テ梅毒病院ニ改築相成候就テハ南舎ニ近接シ巖然タル境界モ相立不申双方之不都合ニ付該舎ヲ北舎側傍之空地ヘ相移シ申度然ルニ其空地タル少ク狹隘ニメ該舎ヲ移スニ不足ナルヲ以テ在来北舎之位置ヲ改メ講堂下ノ石垣ヲ取毀チ不申テハ不相叶尤モ南舎ヲ移ス為メニ北舎ヲモ改築スルハ不用之様ニ有之候得共北舎ハ南舎ニ比シ余程以前ニ建築シタル家屋ニメ大破ニ及居リ縦令ヒ南舎ヲ移サ、ルモ最早改築シ得サル都合ニ付一同改築仕度見込ニ御座候尤モ右入費ハ別紙目論見之如ク凡千三百余円ニ相成り定額中ヲ以テハ所詮并シ能ハサル儀ニ候得共幸ヒ生徒授業料積立金アリ且南舎之移転而已ニ係ル費用四百拾壹円余ハ最初梅毒病院改築目論見ノ如ク学務課衛生課ト協議之次第モ有之該院建築費ノ内ヲ以テ衛生課ヨリ仕払ニ相成り候様仕度然レハ差引八百余円ニ相成候ニ付定額金ニ関セス右積立金ヲ以テ充分相并シ得候間至急御許容相成候様仕度然ル上ハ尚精細之凶面并ニ積金ヲ以テ更ニ可相伺候得共先ツ大体ノ仕向并ニ金額出方之儀ヲ相伺候条至急何分之御指令ヲ仰キ候也

明治十四年四月十五日

長崎縣令 内海忠勝殿
長崎醫学校長 吉田 健康(吉田)
こうして、梅毒病院の建築に伴って医学校生徒寄宿舎も改築されるに至ったのである。